

●商標審査基準改訂に伴う主な論点(案)

	商標法		概要	審査基準	論点
1	3条1項	全体	複数の立体的形状の組合せからなる立体商標の観察手法	2	店舗の外観、内装等の複数の立体的形状の組合せからなる立体商標を全体観察することを追記するべきか。なお、識別力を有する文字、図形等の標章と結合している場合には、全体として識別力を有するとの考え方はこれまでどおりとすべきではないか。
2		柱書	複数の立体的形状からなる立体商標の構成	6(1)(2)	複数の立体的形状から構成される立体商標について、立体商標として認められない例及び認められる例を追記するべきか。
3		柱書	全体が表示されていない立体商標の特定	なし	内装を念頭に全体が表示されていないものについて、商標を特定できる例を記載するべきか。
4		柱書	内装の特定	なし	内装の表示方法を明記するべきか（例えば実線と破線で記載することや透視図は不可であることなど）。
5		柱書	内装以外の立体商標の特定	なし	内装以外の立体商標における複数の立体的形状からなる構成、実線・破線の記載は許容するべきか。
6		柱書	店舗の外観と内装の組合せの立体商標の特定	なし	店舗の外観と内装を一体的に立体商標とする場合の要件を定めるべきか。例えば一つの図面から外観と内装が認識できる範囲では認めざるを得ないとするが、外観と内装を別の図面で表すような手法は許容しないべきか等。
7		柱書	全体が表示されていない位置及び色彩のみからなる商標	9.(1)(イ)	今回の審査基準の見直しに合わせてこの規定の見直しは行わないべきではないか。
8		3号	店舗の外観・内装の識別力の有無	4(1)(2)	「飲食物の提供」「小売等役務」等について、店舗の内装（陳列棚、ショーケース、カウンター、いす、テーブル等）が役務の「提供の用に供する物」として、識別力がない旨追記するべきか。
9		6号	店舗の外観・内装の識別力の有無	8	「店舗又は事務所の形状からなる商標について」に内装についても追記するべきか。
10			店舗の外観・内装の識別力の有無	8	店舗の外観・内装は、店舗の機能や美観に資することを目的として採用されるものであり、需要者が店舗の外観・内装により商品・役務の出所を識別することは少ないとして、店舗の外観・内装には、本来的な識別力がないことを追記するべきか（色彩商標の記載のように原則識別力がないことを明記するか）。

11		店舗の外観・内装の識別力の有無	12	店舗の外観・内装について特に追記する必要はないのではないか。
12	3条2項	立体商標に係る使用による識別力の獲得	なし	他の新商標と同様に「立体商標について」の項目を新規に作成すべきか。また、その中で「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているか」否かの判断基準を追記すべきか。
13		立体商標に係る出願商標と使用商標の同一性	1	内装等（複数の立体的形状で構成され、実線と破線で表示された商標）の出願商標と使用商標の同一性の判断基準を追記すべきか。
14	4条1項	11号 立体商標の類否判断	5	「5. 立体商標について」に店舗の外観、内装について追記すべきか（基本的な判断基準は変わらないとすべきではないか）。
15		15号 建築物の形状を表示する立体商標	3	我が国の需要者に広く認識されている建築物の形状について内装も追記する必要があるか。
16		18号 商品等が当然備える特徴	2	今回の改訂により影響を受けるものではないと考えられるため、特段の対応は不要ではないか。
17	5条5項	必要な書面について	1	省令が改正されれば、「1. 「必要な書面」について」の「（エ）願書に記載した立体商標を説明した書面」を削除する。
18		商標の詳細な説明及び物件について	4	「4. 「商標の詳細な説明」及び「物件」について」に立体商標を追加すべきか。
19	16条の2	立体商標である旨の表示の補正、商標の詳細な説明の補正	1	「立体商標」である旨の記載の追加、削除の考え方はこれまでどおりとしつつ、立体商標における「商標の詳細な説明」の補正について追記すべきか。
20		商標の補正	1	立体商標の構成中、実線から破線、破線から実線に変えた場合等について追記すべきか。